



第68回

マイナンバー制度(3)

前回、社会保障手続や税務関係でのマイナンバーの取扱いについてご説明しました。

事業主が各種手続でマイナンバーを取り扱う前提として、事業者が従業員等からマイナンバーを取得、管理しておく必要がありますが、マイナンバーを含む個人情報漏えいしたり、不正利用されたりすることのないよう、事業者はマイナンバーを適切に管理しなければなりません。

そこで今回は、①マイナンバーの取得、②利用・提供、③保管・廃棄、④マイナンバー取扱事務の委託の各場面における注意点についてご説明します。

①マイナンバーの取得
マイナンバーの利用は、法律で定められた場合のみ認められ

ています。したがって、マイナンバーを取得する際は、法律で認められた利用目的をきちんと明示する必要があります。

また、他人によるなりすまし等を防止するため、番号確認だけでなく、手続を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)まで行うことが必要です。

従業員等が顔写真入りの「個人番号カード」(取得は任意)を持っている場合は、通常そのカードのみで本人確認が可能です。が、市区町村から郵送される「通知カード」しか持っていない場合は、顔写真のある運転免許証やパスポートで身元確認を行うことになるでしょう。

②マイナンバーの利用・提供
マイナンバーの利用は、法律で定められた社会保障、税、災害対策に関する事務に限定されているため、それ以外の目的で利用したり、提供を求められません。

例えば、社員番号や顧客管理番号にマイナンバーを利用することはできません。

③マイナンバーの保管・廃棄
マイナンバーの適切な管理のため、マイナンバーの保管にあたっては、事業者として「安全管理措置」をとることが必要とされています。

まず、マイナンバーを含む個人情報についての安全管理、法令遵守等に関する「基本方針」や、マイナンバーを扱う場合の「取扱規程等」を定めて従業員等へ周知教育することが必要です。

また、マイナンバーを扱う担当者や取扱責任者等を明確にするとともに、従業員等への監督・教育も行うなどして「組織的・人的安全管理措置」をとること、鍵つきキャビネットやシユレッターを用意したり、マイナンバーを扱うPCへのアクセス制限やウイルス対策ソフトの導入などにより「物理的・技術的安全管理措置」をとることも求められています。

④マイナンバー取扱事務の委託
マイナンバーを利用する事務や保管を委託する場合、その委託先や再委託先に対しても、安

全管理措置がとられるよう、委託者として必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

具体的には、委託先の適切な選定、安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、委託先での取扱状況の把握が必要

です。
マイナンバー制度については内閣官房のホームページなどに詳しく紹介されています。マイナンバーの取扱いに関する事業者向けのガイドラインも掲載されていますので、是非参考になさってください。



田中伸山
山下江法律事務所、副所長・弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、交通事故被害(損害賠償請求)。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

契約書チェック 債権回収 労務問題など

企業法務専門サイトあります

http://www.hiroshima-kigyo.com

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！

◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



予約電話受付 平日 9~19時 土曜 10~17時
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09